

戦時期台湾の学校生活における規律と戦後

許 佩 賢
訳・磯田 一雄

はじめに

- 一 戦時期学校生活における規律の要求
 - 二 戦後学校生活における規律の様態
 - 三 学級経営案が語るもの
- むすび

キーワード：学校生活、規律、学級経営案、
植民地台湾、事前制御

はじめに

（訳者注：以下冒頭の体験記では、託児所も「学校的な施設」という意味で、「学校」「入学」などの用語が原文で用いられているが、分かりやすいように日本の常識に従って訳してある。

【 】内は原文。）

2006年11月、私は三歳になるわが子Y君を託児所（日本でいう保育園）に入れた。彼は三歳組【小班櫻桃組】に編入された。台湾の託児所は全日制で、朝八時から夕方五時半まで親は完全に解放される。一般に託児所は九月入所【入学】で、Y君が入った時点では、ほかのお友達はまだ二ヵ月経っていた（中には二歳から入所している子どももいるが、この場合には既に一年以上も集団生活【学校団体生活】を体験していることになる）。通常子どもが入って最初の二日間は、子どもの不適応現象が起きないように、家族の一人が子どもの傍に立っているように託児所【学校】側から要請がある。そこで私は二

日間託児所で観察することになった。二カ月の集団生活による差は小さな子どもたちにとってはとても大きかった。これには本当に驚かされた。

Y君が入った時、ほかの子どもたちは既に「集団生活」に非常によく適応しており、授業（作業のようなもので、きちんと自分の座についていることが必要）の時はグループの中で自分の位置につき、およそ4～5人の仲間と小さなテーブルを囲んで一つのサークルになる。通常10～12人が一つの班になり、一人の先生が担当する。時には二つの班の子どもたちが同時に学習活動をすることもある。この活動の時にはテーブルや椅子を撤去して子どもたちは床の上に車座になって坐り、先生がお話をしたり説明したりするのを聴く。休憩時には整列してお手洗いに行く。他の教室に移動する必要がある時には、先生が子どもたちを一行に並ばせ、一斉に移動することもある。昼ごはんを食べる時には、みな自分の食器をもって自分の場所で食べる。食べ終わると、感冒をひいているような子どもは列になって養護のおばさんのところへ行行って薬を貰う。それから歯を磨き、教室へ戻り寝袋を出して、決められた場所で昼寝をする。

このようにY君には慣れない環境だったが、幸い泣き出して家に戻らねばならぬようなことはなかった。しかし彼はどの教室が自分の教室かなど全く気にしなかった。授業の間中あちこちの教室を行ったり来たりする。またしょっちゅう

う事務室に行ってふらふらしている。おともだちが床上に車座になって先生のお話を聴いている時に、何を考えたのか、急に立ち上がって回り出したこともあった。列が移動する時には、どう並んだらいいのかわからず、いつも列の外に離れてしまい、すぐ先生に連れ戻されることになる。

この二日間に私がこの「学校」(託児所のこと)で受けた衝撃はとても大きかった。私はもともと近代学校の誕生を研究してきたから、当然近代学校の規律や訓練のヘゲモニーのことを知っており、「学校」の規律とは「好いもの」のように考えていたが、これまではそれほど深刻に認識していなかった。どうして2ヶ月かそこらでこんな三歳の幼い子どもにこんなルールを習得【調教】させられるのだろうか！ その後長い間、私は毎日Y君を送り迎えする時、彼が今日はどんな「奇抜なこと」をしたか先生にひととおり聞かされた。いつも班の外に離れてしまうものだから、先生は彼をすぐ傍にさせるため、自分の傍に彼の座席を指定していた。彼はまた決められた時間に、教室の決められた場所で昼寝をするということができず、仕方なく一時期昼寝の時間に保健室に行かせて横にさせておいたら、養護のおばさんに「起きてもいい？」と尋ねたと言う。こんなふうには二時間の昼寝の時間をすごしたこともある。

しかし先生は「心配しなくていいですよ」と言うてくれた。Y君のお友達も最近やっとこんなふうになったばかりで、Y君ももし九月に皆と一緒に入園していたら、他の子ども大騒ぎしていて、彼の「逸脱」行為もそんなに目立たなかったでしょう。彼はたまたま学期半ばに入ったものだから、「校内秩序」がすでに治まっています。彼の逸脱行為が突出してしまうのではないのでしょうか。心配不要です、しばらくすればよくなりますと私に言った。果たしておよそ二ヵ月後、先生はY君はとても進歩しましたと言って褒め

てくれるようになった。もうほかのお友達と一緒に同じように休憩して、教室に戻って昼寝できるようにになりました、ということで「規則」や「秩序」はもはや先生の主要な話題でなくなった。私はこの二ヶ月間特別にお世話になったことに対して先生に感謝の意を表するとともに、一方では子どもがこんなに速やかに学校の「規則・訓練」の習得に成功するものかと内心感慨深かった。

托児所は「学校」ではないが、多くの「近代学校」の特色を有している。多数の同年齢の子どもたちを集めて、ある種の教育理念に基づいて、一定のカリキュラムを用意して、決った空間と決った時間で、一人の教師が多くの児童に伝える。教え一学ぶという伝達の機制を働かせ、学校に必ずある一定のルーチン、例えば登下校の時間とか、一斉授業ごとの時間とかが固定されており、児童・生徒は時間によって仕事をしたり休憩したりしており、勝手に欠席・遅刻・早退することは許されない。さもなければ教室の秩序によかれあしかれ影響するだけでなく、予定された学習内容を学習できなくなる。もし既に進んでしまったことに付いていけないものがグループの中にいると、他の子どもたちの学習に影響する恐れがある。教室の中で必ず守らなければならない一定の秩序としては、生徒個人ごとに固定した番号(出席簿番号など。台湾では「学号」という)、決った座席が割り当てられ、他人に影響がないよう授業中勝手に座席を離れてはならない。学校や教室では秩序を守らねばならず、これに違反すると何らかの処罰を受ける恐れがある。それに対し秩序の遵守はある種の予定された効果を生み出すので、それなりに奨励もされている。

また学校は班や組に分ける方式を利用して、互いに競争させることによって児童生徒をこの規範に導こうとしている。このように近代学校

を順調に運営できるようにするためには、学校中を時間・空間・常規的な規律訓練で満たさざるを得ないのである。

植民地統治期、植民政府である台湾総督府は自己の統治目的を遂行するために、即ち植民地新人種を培養するために、台湾に近代学校の体系を樹立した。近代文明に吸引された台湾人は、植民者が提供した近代学校の体系を進んで受け入れ、そこで近代的知識を吸引し、また近代社会の規律を受け入れた。⁽¹⁾

こうした規律訓練の体系のセットは植民時期から戦後国民党政府統治時期に至るまで、筆者自身が教育を受けた時代から21世紀の現在に至るまで、ある種の連続性を持って存在し続けている。本論文は学校生活における規律を中心として、植民地統治期（特に戦時期）と戦後の学校における規訓と権力の連続と断絶を考察する。戦時期を中心とする所以は、利用できる史料に限界があるからだが、戦時期になると国家が学校をも含めた社会集団ならびに個人に対する要求が強まり、学校の児童や学生に対する規律や訓練がそのためにさらに積極的になるからでもある。さらに戦後国民党政府の統治は1987年に戒厳令が解かれる少し前まで事実上内戦状態であり、同じように戦争状態にあった二つの政府（台湾総督府と国民党政府）は、それぞれどのような基盤において、どんな立場に立って、どんな行動を採り、どんな主張を宣伝したか、学校で進められた規則を通して両者の間にどのような異同点があったか、などは非常に興味深い問題である。今のところ入手できる資料に限りがあり、本論文で全面的な比較分析を進めることは出来ないが、以下1930年代後期以後の学校文書【档案】を中心に、戦時期の学校生活の規律の内容を究明し、ならびに規律形成の基盤と

そこに内包される問題を探求討議し、同時にまた戦後の学校の規律と比較する基礎としたい。

一 戦時期学校生活における規律の要求

桃園縣新屋郷の新屋国小（国民小学）は、前身が1905年に設置された楊梅壠公学校（現在の桃園縣楊梅国小）の新屋分校で、1910年以後獨立して新屋公学校となった。新屋国小は1930年代以後の学校文書を大量に保存しており、我々が日本統治期後期の学校教育の実態を再構成するてがかりとなる。⁽²⁾ 特に現場教師の手になる「学級経営案」を通して、子どもたちが教室の中で実際にどんな規律や訓練を受けたのかを検討【検視】することが出来る。

新屋国小に現存する最も古い「学級経営案」は昭和8（1933）年に書かれたもので、それ以前にこの種の文書が作られたかどうかは今のところ確認できない。しかしこの年度当時の校長周藤袈嚴治が書いた「学校経営案」を見ると、この年度からこの学校は学級経営を強化し教師に学級経営案を作ることを要求するようになったと見るべきだろう。昭和8年度及び9年度の学級経営案はすべて一枚の印刷された表で、内容は教授・訓練及び其他の三大項目からなり、教師は学級の現況と施設経営案に記入するほか、「反省」という欄があって、これは学年終了後に記入することになっていた。しかしこの欄は全部空白で、教師が学年度はじめにその年度の計画を記入することは要求されたが、学年度終了後この表を続けて完成することまでは要求されなかったことを示している。

昭和8（1933）年度の新屋公学校は9学級、昭和9（1934）年度は10学級で、各学級の学級経営計画がみな保存されている。その後数年間はこの種の資料が見つかっていない。昭和13（1938）

(1) 許佩賢、『台湾近代学校の誕生』（台北：台湾大学歴史所博士論文、2001年）。

(2) 何憶如『桃園縣新屋国小校史之研究（1905 - 2003）』

（台北：台湾師範大学教育学系碩士論文、2003年）。許佩賢「皇国健兒之道」、收於『植民地台湾の近代学校』（台北：遠流出版社、2005年）。

年からはまた教師に作成するように要求されているが、この時から固定した表ではなく、各学級教師が自主性を発揮しており、どれも相当の分量になっている。現在昭和13(1938)年1組、昭和14(1939)年11組(この年度は17学級)、昭和15(1940)年度16組(この年度は17学級)を見ることができる。この三ヶ年度の「学級経営案」の記入の仕方をよく見ると、記入の方式は大同小異で、およそ以下の五つの部分からなっている。

- 一 学級成員の状況調査：これは学級の子どもたちの特徴（教師の学級構成員に対する理解）、男女別の人數、生徒の程度（特にその学年での生徒の学力調査、例えば十段階評価で十がいくつあるか、自分の姓名を言えるか、家長の姓名や住んでいる處に何人いるか等を含む）、家庭環境（父母の有無、家長の職業、家長の学歴や国語能力等を含む）、通学区域など。生徒の家に国旗があるか大麻を奉じているかを調査した教師や、生徒の長所や短所を記録している教師もいる。標題に多いのは「学級経営の基調」である。
- 二 学級の教育方針：教師たちは台湾教育令で規定された公学校の教育目的を掲げて学校の教育方針に及ぼし、然る後教師が自分で定めた本学年の教育方針、自分の教育に対する態度、本学年の指導の重点などを記入している。この部分はほとんど「学級経営の実際」・「学級経営の基礎」と題されている。
- 三 精神教育面：「訓育」と題し、内容はかなり詳細かつ雑多である。学校生活中に精神教育を強められるような各種活動とその方法を包括している。例えば朝会・皇居遥拜・神棚奉拜等。

- 四 教学方面：教育方針を提起し、教学の効果を増進する方法、並びに各科教学上の注意事項と目標を詳しく分けて列挙している。
- 五 身体保健、生活上の仕事と休憩の輔導等の方面：「養護施設」と題されている。

こうした学級経営案の書き方作り方は類似しており、内容も類似しているところが少なくない。各学級の実際の状況にありがちな違いを除けば、原則的な條項（訓育方針とか公学校教育目標等の）はほとんど同じような文章である。それぞれの学級の経営方針・目標・活動計畫もかなり同質性が高い。あるいはこの計画案は単なる形式で、互いに真似しあったものだといえるかもしれない。ただし事実上こうした理念や活動は書類として提出され認可されて始めて執行可能だったということをも示している。このほか学校から出された上級行政主管機関への報告書を見ても、経営案で示されたかなり多くの活動が確実に実行されている。

以下昭和15(1940)年という、まさに戦争が擴大しようとしていた年を中心に、比較的よく整った現場教師作成の「学級経営案」を、特にその中の訓育と養護施設の部分に重きをおいて、教室内での中の規律訓練を考察しよう。

戦前期の教師の学級経営には、訓育、教授及び養護という三つの主要な部分があった。中でも訓育は特に重要で「学級経営案」中でもっとも多くを占める。多くの教師たちが「主知主義を排し、訓育を重視し、特に国民情操を陶冶する必要がある」と主張している。⁽³⁾訓育の目的とは即ち「国民情操の陶冶」でなければならないとも言えよう。

訓育の目標としては新屋公学校の校訓である「皇国の健兒」の下に次の五項目の訓示を列挙している：国語・礼儀・勤勞・規律・清潔。各

(3) 羅氏梅子「学級経営案」、昭和15(1940)年。

学級はこの校訓の下に「学級訓」を制定していた。昭和15(1940)年度の羅氏梅子が担任した一年の学級の級訓(原文日本語)は：

国語：国語を勉強しませう。
礼儀：神様にお礼をしませう。
勤勞：一日も休まないで勉強しませう。
規律：先生のいつけを守りませう。
清潔：机の中をきれいにしませう。⁽⁴⁾

また温長裕が担任した三年い組の級訓(原文日本語)は：

国語：いつも国語を使いませう。
礼儀：神様に朝夕のお礼をかがさぬ様にしませう。
勤勞：日々の課業や作業を熱心にやりませう。
規律：きまり正しくしませう。
清潔：清潔整頓につとめませう。⁽⁵⁾

国語の学習が終始一貫して日本統治期のもっとも根本的な要求であったことが、これらの学級訓の中に見て取れる。これが戦時期にはさらに強調され、「皇国健児」の一番の基本条件とされた。国語教育は植民地の人民に国語という日本人の「精神的血液」を了解させて「国民的情操」を陶冶するという目的に到達することを望んでいた。

ここでの礼儀の意味は「礼儀作法」ではなく、「向神礼拝」であり、当然ながらこの神は台湾人が伝えてきた祖先や土地公、あるいは媽祖等の神明ではなく、教室の神棚に祀られた日本神道の神である。1930年代以後日本政府は神道は宗教ではないと言明し、神社参拝を国民道徳と

表現して一般民衆や学生生徒に神社参拝を強制した。参拝するかしないかは個人の国家あるいは既存社会の秩序に対する忠誠度のリトマス試験紙だった。⁽⁶⁾

公学校の階段では学校は神社参拝を固定行事として設定しようとしたが、実際には新屋庄に神社がなかったので、学校が頻繁に行った神社参拝活動は主に遙拜だった。総督府は民衆が神社に参拝することを皇民化運動の重要活動とし、1934年に「一街庄一神社」というスローガンを掲げて、神社を民衆教化の中心とすることを希望したけれども、実際には神社の普及は思うに任せず、新屋庄のように戦争が終わるまで神社が建築されなかったところが多かった。1938年に中壠神社が鎮座する以前は、(新屋庄では)日本への忠誠の象徴としての皇大神宮と台湾神社の遙拜の外は、主に新竹神社に向かったの遙拜だった。1938年10月中壠神社鎮座後は、修学旅行の行程を増やして中壠神社参拝に行くようになったことがある。しかし校長や教師が中壠神社に参拝することは多くなったが、大部分の生徒はやはり遙拜が主であった。⁽⁷⁾

しかし神宮大麻(伊勢神宮のお礼)の普及運動は、新屋庄ではよい成績を挙げた。学校中教室ごとにみな神棚を置き、教師たちの調査によれば、生徒の家でも多くが神棚を設けていた。⁽⁸⁾

教室に伊勢神宮の大麻を設置すると、生徒は早朝教室に至るやまず先生と一緒に礼拝、二礼二拍一礼して、祈願の祝詞を読み上げた(原文日本語)：

我が皇室ノ彌榮ヲお祈り申シ上ゲマス
我が同胞ノ幸福ヲお祈り申シ上ゲマス

(4) 羅氏梅子「学級経営案」、昭和15(1940)年。

(5) 温長裕「学級経営案」昭和15(1940)年。

(6) 駒込武『台南長老教中学神社参拝問題』、『思想』915号、2000年。

(7) 「校務要領報告」、各年度。

(8) 羅氏梅子「学級経営案」、昭和15(1940)年。

皇軍ノ武運長久ヲ祈リ申シ上ゲマス
我が家ノ幸福ヲ祈リ申シ上ゲマス⁽⁹⁾

国語と神社参拝は精神の修練を重視したとい
うけれども、事実上両者は身体実践を通して達
成されなければならなかったから、身体規律訓
練の効果もあった。さらに勤勞・規律・清潔の
三項目は直接に身体規律訓練と関連があった。
「勤勞」は生徒自身の学習作業上、つまり讀書
に効果があったが、一種の「職域奉公」だと言
うことも出来た——自分の仕事の持ち場で職務
に忠誠を尽くす、これは国家に報いる方式でも
あった。また別の一面では、戦時期の大量の人
力動員はすべて「勤勞」の名のもとに行われた。
この「規律」は定められた規律であり、生徒に
規律を遵守することを教え、従順な身体習慣を
養成してはじめて、国家のための動員の対象と
することが出来た。「清潔」は一種の近代的イ
デオロギーとも言うことができる。清潔の概念
があつてはじめて不潔な人が区別でき、特別な
注意の対象ともなるのだ。清潔の標準に達して
いるかどうかを確認できるように監視検査の体
系も作られ、毎日あるいは毎週の服装・外見
【儀容】検査や机の引き出し検査がされ、遂に
学校の恒例行事にまでなった。

訓育目標に到達するためには、毎日の固定し
た行事の外に、毎週固定した行事が割り当てら
れる。例えば一年は組の毎週の行事として（原
文日本語）、

月曜	机内検査並に容儀検査、本週の看護 目標を児童に知らせる。
火曜	学用品検査
水曜	服装検査
木曜	学校新聞掲示（下学年）、児童に讀 ませ指導

(9) 范姜氏菊妹「学級経営案」、昭和14(1939)年。

(10) 羅氏梅子「学級経営案」、昭和15(1940)年。

金曜	時局話方会
土曜	体育会、全校行進、晝食会、週末掃 除 ⁽¹⁰⁾

学校生活におけるこまごまとしたことがすべ
て教師の調査対象となっていく（原文日本語）。

- (1) 国語使用状況 不時に於て調査
- (2) 国旗を掲揚したもの 祝祭日の翌日
- (3) 献金其他に就いて その時その時に於て調
査
- (4) 容儀検査 毎週一回以上、朝会又は修身の
時間にて
- (5) 掃除検査 大掃除毎月一回、月末に於て施
行。普通の清潔毎日二回、毎週土曜
- (6) 机内査検査 毎週一回 土曜日
- (7) 学用品検査 毎月二回、上旬中旬
- (8) 其他一般的方面（善行者） 毎月の月末に
於てなす⁽¹¹⁾

こうした恒例の検査を通して、一個の監視調
査の系統が構成される。監視調査の対象はこう
した外在的な見えるものだけでなく、生徒個人
の内在的な思考法もまた監視範囲の内にあつた。
例えば中日戦争が始まって間もなく行政当局は
各学校に対し、小公学校の三年級以上の児童及
び中等学校以上全部の生徒に「時局に関する感
想文」を書かせることを要求した。⁽¹²⁾

以上は「学級経営案」のような史料を通して
みた教師の構想に過ぎないが、学校で作られた
その他の文書を見ていると、これらは相當程度
に執行されたと見られる。筆者はこうした史料
を閲読するたびに、いつも自分の学校時代の経
験に思い至る。直感的にはちょっと奇異な感じ
がするのだが、植民統治下の戦時期に学校教師
が生徒に対して行った訓育要求が、なんとまあ

(11) 陳石海「学級経営案」、昭和15(1940)年。

(12) 見新屋国小藏「昭和12年公文」。

時代が改まって数十年になるのに、ほとんどそのまま私の学校時代に踏襲されていたのである。

二 戦後学校生活における規律の様態

1981年台北市政府が公布した「台北市公私立各級学校升降旗典礼实施要点」は「本市〔台北市—引用者〕は各級学校が国旗掲揚【升降旗】の典礼儀式を促すために、「莊嚴・肅穆（慎み深く穏やか）・簡單・隆重（盛大莊重）」になるようにし、以て生徒の愛国情操を激発させ、生徒が国旗を敬愛し進んで国家を忠愛する感情を培養させるように本要点を特に定めた」と言明している。⁽¹³⁾

この「実施要点」には各級学校が毎日升降旗典礼を挙行するように規定しており、毎日朝八時に各学級が教室の外に四列に整列し、音楽の伴奏に伴って隊を整えて運動場に入り、定められた順序で掲揚の儀式を挙行し、午後は下校前にやはり同様の儀式によって降旗の典礼を挙行する。筆者が1974年に入学した台北市内の某国民小学、1980年に進学した同市内国民中学、1983年進学した同市内女子高級中学など、大学以前に進んだ学校経験では、升降旗儀式はこの「要点」の規定と同じで、形どおりに儀式が行われていた。明らかに1980年代以前に市内の学校には既に升降旗典礼の標準儀式があり、1981年にこの「要点」が公布され、法制化の段取りが可能になったのである。

台湾は1990年代の大規模な教育改革の少し前まで、学校における生活規律にはセットになった固定的規則があった。大部分の規範には前に引いた升降旗典礼のような明文規定は必ずしもないが、学校には誰もが共同で遵守している規則があった。学校の中では時間や空間に対する規範が最も目に付きやすい。朝は規定された時

間内に学校に着かないと、校門で風紀パトロール隊に登録されてしまう。学校に着いてからは学校の規定に照らして自習時間があり、その後整列して運動場に出て国旗掲揚、朝会を行ってから再び整列して教室に戻る。教室の中では一人一人決った座席番号があり、決められた椅子に座り、一日中始まりと終わりの鐘の音によって作業したり休憩したりする。昼飯を食べ、昼寝をし、午後終業後簡単に教室の掃除をしてから再び運動場に出て国旗を降ろし、通学路別に隊を組んで下校する。時間的・空間的な規範の外に、生活習慣も学校の教師の要求の重点項目である。例えば「国語で話す」ことは誰もが熟知している規定の一つである。毎朝教師はハンカチやちり紙を検査するし、かばんの中に持ってきてはいけない書物や品物が入っていないか検査する。あるいは制服・制帽を着用するという規定があるし、靴の色や形、靴下の色や長短に至るまできまりがある。学校の要求する生活規範は校内のみならず、生徒が学校外にいるときにも遵守するように要求される。

筆者自身が受けた教育経験だけでなく、戦後の教育史料の中から窺われることを一二述べよう。現在筆者は管見にして前に引用した日本時代の「学級経営案」のような一般の教室レベルでの史料をまだ見ていないが、いかに生徒に生活規範の問題を訓練するかを取り上げている教師用指導書の類の書物は少なからずある。以下、現在見ることのできる戦後比較的早い時期の資料を中心に、実例を挙げながら、これによって戦前と戦後の生徒に対する訓育の観点と方式の異同点を考察しよう。

例えば台湾省国民学校教師研習会主編の『国民学校実際問題』（1959年）の内容を見ると、校長・教務主任及び優良教師で構成する研修会で数年来討論した54個の主題があり、その中に

(13) 「台北市公私立各級学校升降旗典礼实施要点」、根據台北市政府法規委員會「台北市現行法規查詢系統」、

<http://www.law.taipei.gov.tw/taipei/lawsystem/news.jsp>

は一般の学校行政者に関するものが16項、教務方面が11項、訓導方面が21項、教学研究が6項ある。一番項目の多い訓導に関わる21項の主題中には例えば、どのように公民訓練の実施を改新するか、どのように国民学校児童の日常生活の指導を強化するか、どのように児童の態度や動作の訓練を強化するか、どのように「朝の検査」を実施するか、どのように児童の衛生習慣の訓練を強化かなど、どれも前述の日本時代の教師の規訓目標や方式と一致している。

「いかにして国民学校児童日常生活指導を強化するか」の項目中に提出された指導内容は、起居習慣・社交礼儀及び団体活動を包括している。起居習慣は早起きして髪をとく、歯を磨き口をすすぐ、被服を整理する、着物を着て帽子をかぶり靴を履くなどを包括している。雑巾がけ（拭き掃除）・食事・直立【正立】・正座【端坐】・路の歩き方【走路】・咳やくしゃみ等の項を包括している。社交礼儀は敬礼・立ち座りの順序・共食・集会・應對・進退・授受等の項を含んでいる。⁽¹⁴⁾ 児童の私的領域と公的領域の生活習慣の全体にわたっている。その指導方法は前に引用した学級経営案に相當類似しており、例えば通学班【路隊】指導を例にすると、手引きの中に提出された目的と方法は次のようである（以下の規則類はすべて原文中文）。

一、目的：

- 甲：児童が時間通りに帰宅しまた互いに協力する良好な習慣を養成し、路上規則遵守を達成する。
- 乙：間食を買ったり通学途上で道草を食ったりする悪い習慣を取り除き、児童の健康を守るようにする。
- 丙：児童が団体生活の紀律化に服従するよ

(14) 「如何加強国民学校児童日常生活指導」、台湾省国民学校教師研習會主編『国民学校實際問題』（台湾省政府教育庁、1959年）、〔訓導類〕22-23頁。

うにさせる。（下線は引用者による）

二、指導方法：

- 甲、各学級を單位とし、主として村別に、幾つかの班【小隊】を編成、各班は六人内至十人を原則とし、訓導部及び各学級の担任教師が生徒の選んだ中高学年児童か班内で成績や能力のよい者を班長【隊長】や副班長【副隊長】に指定し、毎日下校時班を率いて帰宅させる。
- 乙、登下校の途中でたまたま先輩や先生同窓等に出会ったら、班長は挨拶の号令を発して敬愛の意を示す。
- 丙、道路では右側通行の規定を遵守する。
- 丁、バスに乗る時は、通学班は秩序を厳しく守り、老人や婦人、軍人には席を譲って敬意を示さなければならない。
- 戊、交通信号のある時には、班長の指揮行動によって安全をはかる。
- 己、毎週の指導教師は時間通りに各通学班の指導と点検【抽考】に赴き、また翌日朝全体児童が報告各通学班の優劣点の報告するときに改善を求める。
- 庚、毎土曜日午後指導班長は各通学班長、副班長を集合させ、通学班の優劣を週会でどう発表するか検討する。⁽¹⁵⁾

通学班による下校帰宅（日本でいう「集団登下校」）は、まさしく日本時代、特に戦時期の学校が特別力を入れた訓育輔導項目である。これは通学班の目的が、児童をして団体生活の紀律に服従させることにあることを極めて明白に示している。戦後初期に中国から台湾へ来た教育官員も通学班による下校は日本が台湾で施行した国民教育の優れた点の一だと特に稱讚し

(15) 同前註、28-30頁。

た。⁽¹⁶⁾ 筆者が小学校で学んだ1970年代後期にもやはり通学班での帰宅の経験をしているが、現在に至るまで少なからぬ学校がこのような規定を作成している。

もう一つ例を挙げると、「いかにして児童の衛生習慣訓練を強化するか」の項目中で、當時の小学校の衛生事業の実施状況を検討し、児童に次のような衛生習慣を養わなければならないと主張している。

1. 食事の前後に手を洗う習慣を養わなければならない。
2. ハンカチやちり紙を身につける習慣を養わなければならない。
3. ところかまわず痰を吐いたり大小便をしたりしない習慣を養わなければならない。
4. やたらに紙屑や果物の皮を投げないようにする習慣を養わなければならない。
5. 生ものや冷たいものを食べない習慣を養わなければならない。
6. いつも洗濯した衣服に着替える習慣をつけなければならない。
7. いつも頭髮や手足の爪を切って綺麗にする習慣を養わなければならない。
8. 偏食をしない習慣を養わなければならない。
9. 時間通りに仕事と休憩をし、決まった時間に決まった量を飲食する習慣を養わなければならない。
10. 衣食住など日常生活をきれいに整備する習慣を養わなければならない。
11. 日常生活や仕事と休憩を規則的にする習慣を養わなければならない。
12. 心身を心楽しく保つ習慣を養わなければならない。
13. 立ち居振る舞いの姿勢を端正にする習慣

を養わなければならない。

14. 公共衛生を遵守する習慣を養わなければならない。⁽¹⁷⁾

このような項目はほとんどが近代社会で共通に認められている規律であり、日本統治期の学級経営案の中に出現しているものと大差ない。植民地政府であろうとなかろうと、こうした近代社会の規律は、近代化を目指す政権ならみな主張すべき事柄であり、民衆＝児童・生徒が「健康」で「良好」な身体と習慣を持つことは産業発展の重要な資本でもある。そしてこのような規律訓練が十分な効果を上げることができ秘密は、まさに学級経営案にある。

三 学級経営案が語るもの

学級経営案がこのように細大漏らさず廣範囲に教室内で従事すべき課程及び訓育の目標・方法・段取り、さらに注意事項まで予想しているのは、実際に学級が学校教育の基本単位となっており、規律を訓練する最も直接的な場であることをきわめて明白に表現している。

柳治男は日本に独特な学級文化の歴史を考察している。彼は明治初年の学制では最初「等級制」を採用したが、等級制は同年齢の子どもに一斉に授業を受けさせるのではなく、個人的考試成績によってクラスを編成し、成績がよければ飛び級ができる。だが明治24（1891）年になって、文部省は「学級編成等ニ関スル規則」（文部省令第12號）を公布、学級とは「一人ノ本科正教員ノ一教室ニ於テ同時ニ教授スヘキ一団ノ児童ヲ指シタルモノニシテ従前ノ一年級二年級等ノ如キ云フニアラス」と規定するようになったことを指摘している。

これが日本の学級形成の始まりである。等級制から変って学級制となり、教育目的も変化し

(16) 周緞瑞, 「台湾国民教育的四項優點」、『教育通訊』復刊台版1:6 (1950年8月)、23頁。

(17) 同前註、62頁。

た。個人的智育を中心とした教育から、訓育、特に日本国民の一体性を主とする道徳教育を中心とする教育が変わった。学級は正しく国家の国民を培養・育成するために設計され出現した制度であり、より廣く言えば、学級制度の目標は近代化された社会にふさわしく規律化された人を創造することだとも言えよう。⁽¹⁸⁾

柳治男の研究は近代学校の体系と学級成立の背後のロジックをきわめて明瞭に示している。イギリスを例にすれば、近代学校成立の背景の一つは、最少のコストで最多の人に教育を受けさせるような制度が発達したことである。合理的効果的に多数の人々に知識を伝達するために、年齢によって組分けして、教授内容を順序よく配列し、学年ごとに易しいものから難しいものへと課程を組織するようになる。これを標準化して学年・学級制が現れる。その後国家は補助金制度を通してこれに介入・統御・監督するようになり、最終的には国家によって統制される義務教育制度にまで発展する。こうしてチェーン店のように近代学校が全国に普及したのである。

このような学級制の成立は団体旅行とよく似ている。一群の見知らぬ人たちが、自分の意志で一緒になろうとしたのではないのに、旅行中は一人のガイドに連れられて、その手配に服従し、定められた時間・路線・行程によって目標が明確な活動を完成するという点ではどちらも同じである。違っているのは学級の「旅程」は団体旅行とは較べようのないほど長く、三歳からもう始めなければならないということだ。このとてつもなく長い旅程の中で、児童・生徒は完全に受身の状態にある。こんな学習をしたいと思ったからではなく、ただ配列された課程を受け入れることが出来、試験の成績がよければよい学校に進学でき、将来よい会社に就職しやす

いという点を除けば、何のために自分はこんなことを学習しているのか知らないのだ。お腹が空いているかどうか、身体が疲れているかどうかに関わりなく、時間になれば昼食を食べ、昼寝をし、機械的に行動しなければならない。そして学校がうまく経営できるように、生徒に権威の秩序に服従することを要求せねばならない。教室あるいは学校の中で、生徒に規律に服従しルールを守れという要求が最優先されるのだ。これは知識教授（授業）が成立するための前提でもある。このために学校は登下校班・朝会と国旗掲揚典礼を通し、体操等各種規律活動を作って、生徒に団体規律に服従させる訓練をし、また生徒の規律化された身体を培養するのだ。

このような学校の基本単位がすなわち学級であり、一斉学習であり、活動および規律訓練の団体である。能力によらず年齢によって学級を分けるのは、学級においては規範を学ぶほうが知識を学ぶことより重要とされていることを示す。教室において教師は絶対的な権威を持ち、知識がありこれを傳授する人であるだけでなく、規範的標準であるとともに賞罰を与える権威者でもある。

私たちは幼い時こんな遊びをしたことがある。「鬼」になった人が、自分の思うままにある動作をせよといったら、他の人たちはその通りにしなければならない。そうしないと負けになる。通常「鬼」はできるだけ奇怪な動作をするようにいうので、負けにならないように、みんな「鬼」の指令に歩調を合わせるよう努力しなければならない。この遊びは「先生の言うとおりの【老師説】と呼ばれている。私は以前からどうしてこの遊戯を「先生の言うとおりの」といって「お母さんの言うとおりの」とか「市長の言うとおりの」とかあるいは「総統の言うとおりの」とか呼ばないのか不思議だったが、教師とはこの

(18)柳治男『「学級」の歴史学 自明視された空間を疑う』（東京：講談社、2005年）142-143頁。

ように権威ある存在なのである。

近代学校の学年制と学級制は西欧から日本に伝わったものだが、明治以後の日本の学年学級制はむしろ西欧諸国家のそれとは違った発展をした。西欧の近代学校は産業革命と都市化後の産物であり、学校での学級は主要には知識傳授と学習の場所で、児童の生活のための場所ではなかった。そのため教師と生徒との関係も比較的淡白だった。ところが明治の日本はこのような教育制度に相応する社会条件がなく、西欧の近代学校の体系と学年学級制度を移植したものの、まだ分業化されていない農村社会の一般民衆は、学級を生産・生活・祭祀などを含む各種の機能が複合した集団である村落共同体と同じように捉えたのである。大正期以後は生活綴方教師を中心として、「学級文集」・「学級新聞」・「学級通信」等を編集し、日本に特有な「学級文化」を形成した。生徒の移動の頻繁な西洋の学校の教室と違って、日本の学校の教室は児童の定住する場所であり、教育と学習の空間であるのみならず生活の空間でもあった。⁽¹⁹⁾

日本は領台以後、台湾に近代学校体系を作り上げた。また同様な方法で教師を養成し、日本式の学級文化をも導入した。日本時代からある学級経営案を見てみると、学級の「事前制御」(フィードフォワード・コントロール)的特徴がよくわかる。制御工学における「フィードバック・コントロール」は対象の変化に対応して措置を改変していくことだが、これに対して「フィードフォワード・コントロール」とは変化する可能性のあるファクターを予め統制しておくことであり、後は只単純な反覆作業によって目的とする仕事の流れを達成することが出来る。⁽²⁰⁾

学級経営案はその学級の一人一人の子供の明瞭な身元調査が編みこまれ、事前に国家ないし学校の教育方針を確立し、教学から生徒の生活

に至るさまざまな事柄に対処して、生徒が教室に入って以後一日ごと、一課ごと、一活動ごとに詳細に規畫されている。各種教授案・活動企画案から随時施行する各種検査・監督制度まで配合され、「事前制御」が十分になされるようになってい

る。戦前戦後を一貫して、学校の規律訓練機能が延続してきた基礎の一つには、学校内の学級経営の方式がある。戦後初期国民党政府の教育官僚は、台湾小学校の「包班制度」(学級担任制)にいち早く注目した。「包班制は台湾国民学校特有の制度である。……包班制の優れた点は各科教材の聯絡に便で、管理訓練の仕事が容易に進行し、更に教師の責任感と服務精神を高めることができる。缺点是一般の教師が事実上各技能科目に長ずることが非常に難しいことである」⁽²¹⁾

中国の戦前の小学校学校運営の実態についてはもう少し研究が進むのを待たねばならないが、非常に大きな地域差があったに違いないと予想できる。しかし、戦後初期中国から台湾にきた教育関係者の文章から見て取れるのは、一人の教師が一学級を一手に引き受けること(学級担任制)が台湾の小学校の特色で、中国内地(大陸)にこういう制度はないということだ。中国政府が台湾へ来て後、こういう学級担任制は知識の教授の上で万全とはいえないものの、管理訓練の仕事の上ではむしろ最も都合のよい制度だということに気づいたのだ。学校は教育と学習の場所だが、ここで見たように、学校は更に管理・訓練・規律の場所でもある。そこで一人の教師が学級内の状況を十分に掌握して、何事にも「事前制御」を求めうる学級設計こそ、学校が規律訓練効果を達成しうる基礎だということができよう。

(19)同上註、146-150頁。

(20)同上註、16頁。

(21)司琦「国民学校包班制之改進」、『教育通訊(復刊台版)』1:5(1950年8月)、21頁。

むすび

学校は規律訓練を行い、国家が定められた意識形態を傳達し、国家がよしとする児童の身体と心理を培養するための場所である。だが戦前・戦後の相異なる二つの政府（台湾総督府と国民政府）が、学校規訓権力の運営に対してはどうしてこんなにも相似しているのか？ 既に少なからぬ研究が指適しているように、戦前の日本政府と戦後の中国政府の台湾統治は、どちらも植民地的色彩を帯びていた。ただしこれは単に「植民地」的問題というだけでなく、「権力」の観点からこの二つの異なる政府の統治を考察するならば、一層明白に両者間の共通性を見出すことが可能である。⁽²²⁾ ある論者はいう。1945年に戦争が終結したが、台湾は帝国主義瓦解の潮

流のなかで解放されたのではなく、新統治者が戦時体制を凝結し、1987年に至って戒厳令が解かれた後、ようやく植民地化を抜け出す動向が始まったのだと。とはいえ学校を規律訓練権力の観点で見えてくると、現在に至ってもなお脱植民地化していない。前に引用した台北市の「升降旗典礼」の規定のようなものは、現在もなお有効な現行法規である。1990年代以後、民主化・本土化の潮流に付随して「教育改革」・教育の「規制緩和」も始められるようになった。我々は一面では植民地時代以来の学校と学級成立の歴史を改めて検討するとともに、児童・生徒を幾重もの規制からどのように解放してやれるのか改めて考えなければならない。

(22)林崇熙、「植民経済的現代性與現代経済の後植民性」、台湾歴史博物館主『第一屆中学歴史教師研習營』（台

南：台湾文学館、2007年8月9-10日）。